

仕様書

1 名称

令和6年度 東京労働局 自家用電気工作物保安管理業務委託

2 履行場所及び自家用電気工作物の概要

別表1「業務委託対象施設一覧表」及び別表2「施設別設備一覧」のとおり。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(上野公共職業安定所については令和6年4月1日から令和6年8月31日までとする)

4 委託業務の内容

受注者が実施する保安管理業務は、電気事業法施行規則第53条の規定に基づき、発注者及び受注者の相互の義務、責任及び協力の下、次の各号及び各項によるものとする。

なお、点検、測定及び試験に係るその細目及び具体的基準は、別表3「点検、測定及び試験の基準」による。

(1) 受注者の保安業務担当者は、発注者の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(2) 別表2に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を東京労働局担当職員（以下、「当局担当者」という）及び各施設の担当職員（以下、「施設担当者」という。）に報告すること。

また、経済産業省令で定める技術基準（以下、「技術基準」という。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、取るべき措置について発注者に指示または助言をすること。

(3) 電気事故または故障の発生もしくは発生するおそれが有る場合において、発注者もしくは電力会社等から通知を受けたときは、受注者は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに、電気事故または故障の状況に応じて臨時点検を行うこと。電気事故または故障の原因が判明した場合、受注者は、同様の電気事故または故障を再発させないための対策について、当局担当者及び施設担当者に指示または助言をすること。

なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

(4) 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、受注者は、当局担当者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指

示または助言を行うこと。

- (5) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (6) 別表2に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (7) 別表2に掲げる電気工作物の設置または変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査の確認を行い、必要に応じそのとるべき措置について、発注者に指示または助言すること。
- (8) 別表2に掲げる電気工作物の設置または変更の工事について、発注者の通知を受け、以下に定める「5 点検、測定及び試験の周期」に基づき、工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について当局担当者及び施設担当者に指示または助言すること。
- (9) その他、電気事業法第42条第1項に基づく保安規程に定める事項についても行うこと。
- (10) 電気事業法第43条第1項に基づき主任技術者を選任し、所轄官公署に対する届出業務についても代行すること。

5 点検、測定及び試験の周期

- (1) 点検内容は、別表3「点検、測定及び試験の基準」及び保安規程によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。
 - ① 月次点検 毎月1回
 - ② 年次点検（停電点検） 毎年1回
 - ③ 臨時点検 必要の都度
 - ④ 工事期間中の点検 毎週1回
 - ⑤ 竣工検査 工事完成の都度
 - ⑥ 6年点検（一部設備） 該当施設のみ
- ※ 上記④について、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検すること。
- (2) 別表3に定める月次点検は、1月ごとに1回行う。停電を伴わない限り、施設担当者が指定する平日日中に行うこと。なお、別表1の特記事項の記載において、閉庁時間または閉庁日に行うよう指示されている場合は、その指示内容によることとする。

また、発注者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。
- (3) 別表3に定める年次点検は、1年に1回行う。停電を伴うため、施設担当者が指定する閉庁時間または閉庁日に行うこと。なお、別表1のとおり土曜開庁施設があることに留意すること。また、土曜日閉庁施設であっても点検日に日曜日が指定されることがある。
- (4) 年次点検及び6年点検を実施する月は、これをもって月次点検に代えるものとする。
- (5) 臨時点検
臨時点検は、当局担当者及び施設担当者の通知、もしくは、絶縁監視装置の異常発報

を受けて電気事故その他異常の発生や異常が発生する恐れがあると判断した場合、上記（２）及び（３）等の必要な点検を行う。

（６） 工事中の点検及び竣工検査

電気工作物に関わる工事中の点検及び竣工検査は、当局担当者及び施設担当者の通知を受けて上記（２）及び（３）等の必要な点検を行う。

（７） 別表３に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する電気工作物についてはその都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

- ① 高圧電財が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合、受電設備の全電気工作物
- ② 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
- ③ その他の電気機材に異常が発生した場合は、その電気工作物
- ④ 事故発生の恐れがある高圧受配電設備

６ 精製水の補充

蓄電池設備のバッテリー液の低下が確認された場合は、受注者の負担において精製水を準備し直ちに補充すること。

７ 自主的保安管理

（１） 受注者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物の保安管理業務及び受注者に委託する保安管理業務以外に必要な自家用電気工作物の保安管理業務については、発注者の責において自主的に行うものとする。

この場合において、発注者の申し出がある場合または点検及び試験の際に受注者が必要と認めた場合には、自家用電気工作物の保安管理について、受注者は指導又は助言を行うものとする。

- ① 電気関係法令以外（建築基準法、消防法及び労働安全衛生法）の法令によって、点検または試験に特定の資格を要することとされているもの
- ② 点検または試験に特殊な専門技術を要するもの
- ③ 移動して使用する電気機器及びこれに付随する電線（常時電路に接続して使用されているもの及び点検時現場に置かれているものを除く）
- ④ 立入に危険を伴う場所
- ⑤ 情報管理のため立入が制限される場所
- ⑥ 衛生管理のため立入が制限される場所
- ⑦ 機密管理のため立入が制限される場所
- ⑧ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- ⑨ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

（２） 前項の保安業務のうち、①及び②については、発注者が電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うとともに、必要に応じてその結果を受注者に通知するものとする。

この通知に基づき、受注者は発注者に対して必要な指示又は助言を行うものとする。

8 受注者の要件・資格

- (1) 別表2に掲げる各施設における電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）は、電気事業法施行規則第52条の2で定める外部委託先の要件を満たしている者とする。
- (2) 本件と同規模程度の保安管理業務外部委託承認申請の受注者として、継続して1年以上履行した実績があること。若しくは当局にて適正に履行可能であると認められること。
- (3) 受注者（法人にあつては保安業務担当者）が電気主任技術者免状の交付を受けていること。
- (4) 受注者（法人にあつては保安業務担当者）が平成15年経済産業省告示第249号第1条に定める実務経験年数を有していること。
- (5) 受注者の保安業務担当者は、保安管理業務を自ら実施することとする。
- (6) 受注者の保安業務担当者は、保安管理業務に従事する身分証明書を常に携帯するものとする。
- (7) 受注者の保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (8) 受注者の保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (9) 受注者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者に提出することとする。発注者は、面接等により本人の確認を行うこととする。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合であっても同様とする。

9 絶縁監視装置を用いる際の特記事項

- (1) 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下、「絶縁監視装置」という。）により保守管理を実施することができる施設は、別表1のとおり。
- (2) 絶縁監視装置の設置、維持管理及び撤去は受注者の責めにおいて実施すること。なお、これらにかかる諸費用一切は受注者の負担とする。
- (3) 絶縁監視装置を用いて保守管理を実施する場合、月次点検の結果報告は2月ごとに1回行えば足りるものとする。
- (4) 絶縁監視装置が警報を発した場合（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。）は、次のとおり取り扱うこととする。
 - ① 絶縁監視装置から警報が発生した場合、連絡責任者は当該電気工作物の状態を確認、受注者に連絡する。
 - ② 絶縁監視装置から警報を受けた場合、受注者は連絡責任者に連絡し、指導、助言を

行うとともに、必要に応じて臨時点検を行うなど、適切な処置を講ずること。

③ 受注者は自動的に伝送されてきた警報を記録し、3年間保存すること。

10 危険防止の措置

業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には安全措置を講じ、事故の防止に努めるものとする。

11 経費の負担区分

- (1) 保安管理業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は発注者の負担とする。ただし、電気、ガス、水道等の使用については必要最低限に止め、省エネルギーに協力すること。
- (2) 保安管理業務の実施に必要な工具、機械器具、消耗品及び軽微な交換部品費は受注者の負担とする。なお、大規模な交換等を要するものについては発注者に書面にて報告すること。

12 発注者及び受注者の協議及び協力

発注者及び受注者は、次に掲げる場合は協議するものとする。この場合、発注者及び受注者の意見を尊重し、受注者は発注者にすみやかに必要な措置をとるものとする。

- (1) 電気事故、その他災害が発生した場合または発生するおそれがある場合
- (2) 発注者が保安規程を変更しようとする場合
- (3) 発注者が電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所轄官庁に提出する場合
- (4) 発注者が電気工作物の設置または変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行う場合
- (5) 発注者が電気工作物の平常時における運転操作ならびに異常時における措置等について定める場合
- (6) 発注者が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育または演習訓練を行う場合
- (7) 所轄官公庁等が法令に基づいて行う立入検査を受ける場合
- (8) その他保安上必要と認められる場合

13 記録の保存等

- (1) 発注者は、受注者の保安業務担当者が行う点検等の結果について、終了時に保安業務担当者から報告を受けるとともに、実施者及び点検結果等に係わる記録等を確認し、双方において3年間保存することとする。
- (2) 受注者は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、発注者が保有する保安管理業務に関する書類、図面及び点検等記録の確認を行うことが出来ることとする。

14 一般事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者の財産及び第三者に被害損傷を与えないよう注意し、

万一被害損傷を与えた場合は直ちに当局担当者及び施設担当者に報告するとともに、その指示に従い受注者の負担において速やかに原状に復するものとする。

- (2) 本業務に関し知り得た事項については、外部に漏らさないこと。
- (3) 本仕様書に定めのない点については、電気事業法、同法施行規則、平成15年経済産業省告示第249号、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成17年3月28日 平成17・03・22原院第1号)及び「建築保全業務共通仕様書(令和5年国土交通省大臣官房営繕部監修)」等によるほか、発注者と十分協議の上行うこと。
- (4) 不具合箇所があった場合は、速やかに調査を行い、その改善方法及び参考見積額を記した提案書を作成し、発注者に提出すること。
また、受注者は、発注者が指定した工事業者に対して、必要に応じて不具合箇所についての説明責任を負うこと。
- (5) 本業務の再委託の取り扱いについては、以下のとおりであるので留意すること。
 - ① 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む)に委託することは出来ないこと。
 - ② 委託業務における総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならないこと。
 - ③ 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を発注者に申請し、承認を受ける必要があること。
 - ④ 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

15 提出書類

- (1) 業務着手前(※東京労働局以外の官署には提出不要)
 - ① 業務計画書(当局担当者に1部提出)
本件における業務責任者を定め、その連絡先及び点検報告書のひな形を示し、当局担当者の承認を得ること。
 - ② 担当者名簿(当局担当者及び各施設担当者に1部ずつ提出)
保安業務担当者及び保安業務従事者の名簿を委託施設ごとに2部作成し、電気主任者免状等保安管理業務に従事する資格を有する証明書類の写しを添付すること。
- (2) 月次点検
月次点検報告書(発注者及び施設担当者に1部ずつ提出。なお、合同庁舎については下記16及び別表1の特記事項を参照のこと。)
検査を受けた証として、報告書に施設担当者の記名または押印を受けること。当局担当者に対しては翌月15日までに、施設担当者に対しては点検終了後ただちに提出すること。なお、当局担当者に対しては、不良箇所の一覧及びその改善方法と参考見積額を記した提案書を添付すること。
- (3) 年次点検
年次点検報告書(発注者及び施設担当者に1部ずつ提出。なお、合同庁舎については下記16及び別表1の特記事項を参照のこと。)
検査を受けた証として、報告書に施設担当者の記名または押印を受け、発注者及び施

設担当者に対し、実施日から1か月以内に提出すること。なお、当局担当者に対しては、不良箇所の一覧及びその改善方法と参考見積額を記した提案書を添付すること。また、6年点検も同様とする。

(4) 年間総括報告書（※東京労働局以外の官署には提出不要）

月次点検、年次点検の内容を基に各施設の現状（故障の経過、問題点等）を把握できる報告書を作成すること。また、必要に応じて次年度受注者への状況説明を行うこと。

(5) 絶縁油PCB不含証明書（※東京労働局以外の官署には提出不要）

令和7年3月に年間の絶縁油補給実績について、別添「絶縁油PCB不含証明書」を提出すること。

(6) 随時

その他、当局担当者及び施設担当者が指示するもの。

16 その他

別表1のうち、17番～20番の合同庁舎については、当局所管部局のほか複数の官署が入居する施設である。

そのため、各手続き等の窓口は当局（及び管理官庁）にて行うが、支払い等に当たり各官署個別に請求書及び作業報告書等が必要になることにあらかじめ留意すること。

なお、各合同庁舎の入居官署は以下のとおりである。

(1) 豊島地方合同庁舎

東京労働局（池袋労働基準監督署）、東京法務局（豊島出張所）

(2) 新宿合同庁舎

東京労働局（新宿公共職業安定所）、東京都産業労働局、警視庁

(3) 墨田合同庁舎

東京労働局（墨田公共職業安定所）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(4) 町田地方合同庁舎

東京労働局（町田公共職業安定所及び八王子労働基準監督署町田支署）、東京法務局（町田出張所）、東京地方検察庁（町田区検察庁）、東京地方裁判所（町田簡易裁判所）

業務委託対象施設一覧表

別表 1

No	施設名	施設住所	絶縁監視装置による保守管理 ※2	6年次点検実施状況	土曜日 開庁施設
1	東京労働局 海岸庁舎	港区海岸3-9-45	○	H31年度実施	-
2	品川労働基準監督署	品川区上大崎3-13-26	○	H31年度実施	-
3	新宿労働総合庁舎	新宿区百人町4-4-1	△	H31年度実施	-
4	向島労働基準監督署	墨田区東向島4-33-13	○	H31年度実施	-
5	江戸川労働基準監督署	江戸川区船堀2-4-11	△	H31年度実施	-
6	飯田橋合同庁舎	文京区後楽1-9-20	○	H31年度実施	○
7	上野公共職業安定所 ※4	台東区東上野4-1-2	○	H31年度実施	-
8	大森公共職業安定所	大田区大森北4-16-7	○	H31年度実施	-
9	渋谷神南合同庁舎 ※1	渋谷区神南1-3-5	×	H31年度実施	○
10	池袋公共職業安定所	豊島区東池袋3-5-13	△	H31年度実施	-
11	王子公共職業安定所	北区王子6-1-17	○	H31年度実施	-
12	木場公共職業安定所	江東区木場2-13-19	△	H31年度実施	-
13	八王子公共職業安定所	八王子市子安町1-13-1	○	H31年度実施	-
14	青梅公共職業安定所	青梅市東青梅3-12-16	○	H31年度実施	-
15	三鷹公共職業安定所	三鷹市下連雀4-15-18	△	H31年度実施	-
16	府中公共職業安定所	府中市美好町1-3-1	○	H31年度実施	-
17	豊島地方合同庁舎 ※3	豊島区池袋4-30-20	△	H31年度実施	-
18	新宿合同庁舎 ※3	新宿区歌舞伎町2-42-10	○	H31年度実施	-
19	墨田合同庁舎 ※3	墨田区江東橋2-19-12	○	H31年度実施	-
20	町田地方合同庁舎 ※3	町田市森野2-28-14	○	H31年度実施	-

- ※1 渋谷神南合同庁舎については設計上、非常用予備発電装置を始動させるとエレベーターが停止するため、月次点検における当該装置にかかる点検及び試験等は閉庁時間または閉庁日に行うこと。
- ※2 「△」を付した施設は電波状況が良好でないが、絶縁監視装置の設置可能な条件を整えていれば、絶縁監視装置による保守管理を実施してもよい。
- ※3 上記施設のうち、17番から20番の施設については、当局のほか、複数の官署が入居する合同庁舎である。そのため、各手続き等の窓口は当局（及び管理官庁）にて行うが、支払い等に当たり、各官署個別に請求書及び作業報告書等が必要となることにあらかじめ留意すること。
- ※4 上野公共職業安定所は令和6年8月に移転するため、令和6年8月31日までの履行とすること。

施設別設備一覧

別表 2

施設名	需要設備			非常用予備発電装置				蓄電池設備								
	設備容量 (kVA)	受電電圧 (V)	設置箇所	定格容量 (kVA)	発電電圧 (V)	原動機の 種類	設置箇所	操作・制御・非常照明用			発電機起動用					
								整流器型式	蓄電池		設置箇所	整流器型式	蓄電池		設置箇所	
型式	個数	型式	個数													
16 府中公共職業安定所	230	6600	3階電気室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17 豊島地方合同庁舎	450	6600	1階電気室	—	—	—	—	A0-32-124-30BD-HS	HS-120-6E	18	1階電気室	—	—	—	—	
18 新宿合同庁舎	375	6600	地下2階電気室	75	200	ディーゼル	地下2階発電機室	KS15-80HSE	HS80E	54	地下2階電気室	CRLA24-6RLE	HS200E	12	地下2階発電機室	
19 墨田合同庁舎	600	6600	6階電気室	125	200	ディーゼル	6階発電機室	AZ-32-120-30BD-ME	MSE100-6	18	6階電気室	L24H300S-N	MSE150	12	6階発電機室	
20 町田地方合同庁舎	505	6600	地下1階電気室	150	210	ディーゼル	地下1階発電機室	D32-124-15BD-HS	HS80-6E	18	地下1階電気室	DCC-246A	HS200E	12	地下1階発電機室	

(需要設備)

対象設備		点検及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
			毎月1回	(停電点検) 毎年1回	
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	必要な都度
	架空電線・ケーブル	開閉器操作確認	-	○	
	支持物(腕金、碍子)	保護継電器動作特性試験	-	○	
	ハンドホール	継電器と開閉器の連動動作試験	-	○	
	マンホール	絶縁抵抗測定	-	○	
	高圧キャビネット(断路器, 開閉器)				
	制御装置				
受電設備	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		観察点検	-	○	
		継電器と遮断器等の連動動作試験	-	○	
		内部点検 (絶縁油使用機器)	-	○※	
		絶縁油酸化試験	-	○※	
		絶縁破壊電圧試験	-	○※	
		絶縁抵抗測定	-	○	
	断路器、電力ヒューズ 計器用変成器 電力用コンデンサ 母線、避雷器 その他の高圧機器 変圧器	外観点検	○	○	
		観察点検	-	○	
		絶縁抵抗測定	-	○	
		外観点検	○	○	
		観察点検	-	○	
		内部点検 (絶縁油使用機器)	-	○	
接地装置	絶縁油酸化試験	-	○		
	絶縁破壊電圧試験	-	○		
	漏えい電流測定 (B種接地線)	○	○		
受・配電盤	絶縁抵抗測定	-	○		
	外観点検	○	○		
	観察点検	-	○		
	動作試験、開閉動作確認	-	○		
	保護継電器動作特性試験	-	○		
	継電器と遮断器等の連動動作試験	-	○		
	絶縁抵抗測定	-	○		
接地工事	接地抵抗測定	-	○		
	外観点検	○	○		
	観察点検	-	○		
構造物	接地抵抗測定	-	○		
	受変電室・建物	外観点検	○	○	
	キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	観察点検	-	○	
	給・排気設備、配電設備、照明設備、接地装置	絶縁抵抗測定	-	○	
		接地抵抗測定	-	○	

(需要設備)

対象設備		点検及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検	
			毎月1回	(停電点検) 毎年1回		
非常用発電設備	原動機 付属装置	外観点検	○	○	必要な 都度	
		観察点検	-	○		
		始動試験	○	○		
		自動始動・停止試験	-	○		
		保護継電器動作試験	-	○		
	発電機 励磁装置	外観点検	○	○		
		観察点検	-	○		
		絶縁抵抗測定	-	○		
		遮断器、開閉器、配電盤 制御装置、保護継電器 接地装置、構造物等	発電電圧・周波数等測定	○		○
			その他受電設備、受・配電盤に準ずる	同左		同左
小出力発電設備	内燃力発電・付属装置	非常用発電設備に準ずる	同左	同左		
	太陽電池発電・付属装置 風力発電・付属装置 燃料電池発電・付属装置	外観点検	○※	○		
		観察点検	-	○		
		保護装置の動作点検	-	○		
	遮断器、開閉器、配電盤 制御装置、保護継電器 接地装置、構造物等	絶縁抵抗測定	-	○		
		接地抵抗測定	-	○		
	受電設備、受・配電盤に準ずる	同左	同左			
蓄電池設備	蓄電池 充電装置 架台 接地装置	外観点検	○	○		
		観察点検	-	○		
		触媒栓状態・有効期限の確認	-	○		
		液量点検	○	○		
		充電電圧測定	○	○		
		電圧・比重・液温測定 (ハイドロセル)	-	○		
		絶縁抵抗測定	-	○		
		接地抵抗測定	-	○		
負荷設備	電動機 電熱装置 電気溶接機 照明装置 配線・配電器具 その他の機器	外観点検	○	○		
		観察点検	-	○		
		漏えい電流測定	-	○		
		絶縁抵抗測定	-	○		
		接地抵抗測定	-	○		
絶縁監視装置	絶縁検出器 警報発信装置	外観点検	○	○		
		設定値の確認	○	○		
		検知動作試験	○	○		
		自動伝送試験	○	○		
		設定値における誤差確認	-	○		

(注) ※を付した月次点検は、6ヶ月に1回の実施

※を付した年次点検は、6年に1回の実施であり、直近の状況は別表1を参照のこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 殿住所
氏名

㊞

絶縁油PCB不含証明書

令和6年度中、当社にて自家用電気工作物保安管理業務を受託している下記施設において使用している絶縁油については、別添、「」のとおり、PCBは含有していないものと判断しております。

	補給実績の有無	絶縁油補給年月日	給油量	給油機器
東京労働局海岸庁舎				
品川労働基準監督署				
新宿労働総合庁舎				
向島労働基準監督署				
江戸川労働基準監督署				
飯田橋合同庁舎				
上野公共職業安定所				
大森公共職業安定所				
渋谷神南合同庁舎				
池袋公共職業安定所				
王子公共職業安定所				
木場公共職業安定所				
八王子公共職業安定所				
青梅公共職業安定所				
三鷹公共職業安定所				
府中公共職業安定所				
豊島地方合同庁舎				
新宿合同庁舎				
墨田合同庁舎				
町田地方合同庁舎				

以上